

点検整備済ステッカーの管理徹底について

(一社)和歌山県自動車整備振興会

前面ガラスに貼付する「点検整備済ステッカー」は点検整備実施事業場名を表示し、実施責任者を明らかにするとともに、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検時期を知らせることが容易であり、定期点検整備の実施の励行を促進することが目的であることから、前面ガラスに貼付できるとして国土交通大臣から指定を受けています。

点検整備済ステッカーの管理等については、かねてより会報誌等でお願ひしているところですが、今般、インターネットのオークションサイトに出品されていることが判明しました。

このような不正事案が発生することにより、国土交通大臣の許可が取消され、点検整備済ステッカーを前面ガラスに貼付することが出来なくなれば定期点検整備促進運動の崩壊につながることになりかねません。つきましては、下記によるステッカーの厳正なる管理を徹底されますようお願いいたします。

記

1. ステッカーの貼付

- イ. ステッカーは、自動車整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき及び新車ディーラーが新車の販売にあたり納車準備を行ったときに当該自動車に貼付する。
- ロ. ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部(左ハンドル車にあっては右側上部)に貼付し、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。この場合において、ステッカーの認識が困難になるときは、可能な限り上部で認識が可能となる位置まで下方にずらして貼付する。
- ハ. ステッカーは、イ.の整備を実施した事業者がロ.の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配布してはならない。

2. ステッカーの剥離

- イ. 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を周知徹底すること。
- ロ. 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

3. ステッカーの管理

事業者は交付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適切な管理を行った場合にはステッカーの配布を停止することができる。

4. ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業者に限り、ステッカーを貼付しておける期間内において再交付することができる。

以上